

鹿児島県テニス協会会員のすべての皆さんへ

全国のテニス愛好者のすべての皆さんへ

## 大混乱に陥っている鹿児島県テニス協会執行部（第四回）

### 新たな重大問題の発生 鹿児島県高体連テニス専門部（公金で運営）の不正問題

（その1）2014年以來、長年に渡って〇〇氏は「県高体連テニス専門部」名義通帳一つで不正行為を繰り返していた。第三者委員会最終報告（以降『最終報告』）で不正処理額は366万9,726円であったことが明らかにされている。（未だに、協会は〇〇氏を処分せず、誰が負担？の返金問題も未解決である。）

（その2）高体連主催大会で、当該顧問7名（協会内で不正処理判明の〇〇氏も含む）が預かった生徒補助員費（公金）の使途領収書がない事が判明している。現時点で7名は公金不正処理状態である。

○ 以上の件は「よくする会」（2022年7月以來協会の会計健全化等を求めている団体）が、既に、県議会などに解決を求めて既に公表している。

鹿児島県テニス協会の会長、理事長、他の責任者を問う会（略称、責任者を問う会） 最勝寺 和夫

### （その1） 高体連テニス専門部（公金で運営）不正の事実

「県テニス協会高校の部委員長」と「県高体連テニス専門部委員長」を兼ねていた〇〇氏は、2014年以來長年に渡って「県高体連テニス専門部」名義の通帳一つで、不正行為を繰り返していた。

本来ならば〇〇氏は、原資が違うので「県テニス協会高校部の通帳（原資は生徒・保護者が拠出）」と「県高体連テニス専門部の通帳（原資は公費、県民税）」を別々に作り、別々に会計処理をするべきであった。

〇〇氏は会計処理上根本的に重大な間違いをしていたことになる。県高体連から見た場合、迷惑を蒙っていたことになり、〇〇氏の告訴を検討すべきである。

### I、「県高体連テニス専門部名義の通帳一つで不正行為が繰り返されていた」に関する『最終報告』の記述。

注、『最終報告』の全文はネットで「鹿児島県テニス協会事件 第三者委員会報告」で検索閲覧できる。

#### I 第三者委員会 『最終報告』の記述は次の通りである。

（『最終報告』「〇〇氏管理の高体連通帳 銀行の入出履歴について」

- (1)「平成26年4月22日 銀行普通預金口座を新規開設口座名義は「鹿児島県高等学校体育連盟テニス競技専門部」であった。」
- (2)「通帳履歴及び履歴に対する〇〇氏の説明書によると高体連の運営に関する入出金と3大会に関する入出金が混在している。また〇〇氏が勤務する□□高校テニス部に関する入出金も認められる。それらの厳密な峻別は通帳履歴から困難である。…」

注、「3大会」は、テニス協会主催大会です。

(3) 「これら以外に〇〇氏による純粋な私的利用目的での支出は確認できていないが、そもそも口座からの出金がアバウトなものであるため、私的利用が無かったとも判断できない。」

**■ 上の (1)、(2)、(3) のそれぞれから判名する事は次の通りである。**

**(1) から判ること。**

〇〇氏は、「県テニス協会高校部の通帳（原資は生徒・保護者が拠出）」を作っていない。

**(2) から判ること。**

① 「鹿児島県高等学校体育連盟テニス競技専門部」名義の通帳によって、「高体連の運営に関する入出金」と「3大会に関する入出金」が行われていた。ところで「高体連の運営に関する入金」は、毎年約130万位であり、「3大会に関する入金」は、毎年約180万位であることから、毎年の「入金」の計は約300万位であったと推測される。

② 「出金」について、第三者委員会『最終報告』によって、〇〇氏は在任期間中、テニス協会主催大会（3大会関係）で366万9,726円の不正処理をしていたことが明らかにされている。

しかし、「高体連の運営に関する入出金」については、『最終報告』には、不正処理の額などの記述はない。その理由は、次の通りである。

高体連テニス専門部関係については、テニス協会は一貫して「不正は一切無かった」と総会で表明している。即ちテニス協会は、第三者委員会に対し「高体連の運営に関する入出金、について調査を諮問していない」。

③ 「よくする会は、遅くとも2023年から高体連テニス専門部（公金）でも不正が行われている重大な疑惑があり厳正に調査をすべきであるとして、テニス協会に何回も要求していた。

④ 「高体連の運営に関する入出金 と 3大会に関する入出金 が混在している。」について  
「高体連の運営に関する入金」が、「3大会に関する出金」に流用されたり、「3大会に関する入金」が、「高体連の運営に関する出金」に流用されていたことになる。この事も、極めて杜撰な会計処理と言わざるを得ない。

⑤ 「勤務する〇〇高校テニス部に関する入出金も認められる」について  
テニス部のある多くの高校の生徒、保護者から集めたお金である「3大会（協会主催）に関する入金」を、〇〇氏は、自分の学校の部に「入出金」していた。この事は絶対にしてはならない行為である。準私的流用でもあると言えよう。

**(3) に関して。** 実は「〇〇氏の私的利用はあった。」その証拠は、次の通りである。

**■ 県テニス協会執行部（当時、本坊会長、江籠理事長をはじめとする）自身が2023年9月10日の臨時総会で認めている。〇〇氏は、次の期日に不正取得のプール金で宿泊していた。**

- ① 平成30年1月5日、県テニス協会会長杯当日宿泊、 ② 令和2年1月5日、県テニス協会会長杯当日宿泊（Kホテル）  
③ 令和3年6月6日、県テニス協会総会当日宿泊、 ④ 令和4年1月4日 県テニス協会会長杯当日宿泊

**■ よくする会は、独自調査で、次の期日でも〇〇氏は、不正取得のプール金で宿泊（Kホテル）していた事を既に公表している。**

- ① 平成30年12月10日大会準備会当日宿泊（14,000円） ② 平成31年1月10日、反省会当日宿泊（14,000円）  
③ 令和3年1月13日、役員反省会当日宿泊（21,000円）

**■ この（その1）については、次のような諸責任を問われると考えられる。**

**1. 刑事責任**

**① 業務上横領罪**

団体の資金を管理する立場の者がその金銭を私的に流用した場合は刑法上の業務上横領罪が成立する可能性があるのでは。

・他人名義の口座へ移転 ・ 使途不明金として処理 などが認められれば、捜査対象となるのではないかと。

**② 私文書偽造・有印私文書偽造等**

通帳開設の際に、団体の承認がないのに代表者を装ったなどの事実があれば文書偽造関係の犯罪が問題となる可能性があるのでは。

## 2. 民事責任

団体に損害が発生した場合、不正使用額の返還請求・損害賠償請求・利息や調査費用の請求を受ける可能性などあるのでは、300万円余の使途が説明できない場合はその全額について生徒、保護者等から返還を求められる可能性があるのではないかと。

## 3. 学校教職員・公的団体役員の場合

教員や公的団体の役員であれば、戒告・減給・停職・免職等の懲戒処分の対象となる可能性があるのではないかと。

## II 令和3年秋の九州選抜大会

(1) 公金が投入されている令和3年秋の全国選抜高校テニス九州大会のとき（約300万円規模、主催・九州テニス協会、主管・県テニス協会と県高体連）、〇〇氏などの高校執行部は、「県高体連テニス専門部専門委員長〇〇〇〇」の名義で領収書を切って、少なくとも、88以上の企業、事業所、個人などから多額の広告収入を得ていた。九州テニス協会主催である以上、領収書の名義は、本来ならば「鹿児島県テニス協会高校部委員長〇〇〇〇」などが適切であると考えられる。広告を出した或る企業の経営者には、振り込み先として「〇〇信用金庫」と記されている。その企業の経営者は、拠出した広告料は、今でも「高体連テニス専門部」に振り込まれたものと思っていると考えられる。

(2) このような不正行為がある以上、88以上の企業、事業所、個人に対して何の名義で領収書を切ったのか、また、広告料受領の総計、生徒補助員へ交通費などの報償費は渡されていたのか、役員手当支給に虚偽はなかったのか等について、よくする会は、この3年余、県テニス協会執行部に対しその全容や会計収支を明らかにするよう求めてきた。

しかし、県テニス協会執行部は、厳正な調査をせず、今日に至るまで、主催・九州テニス協会や主管・県テニス協会、県高体連に一切報告していない。また、県内高校監督会議にもその会計報告は一切行われていない。反コンプライアンス、反ガバナンス行為で、異常な状態と言わざるを得ない。

■大会副委員長長兵藤氏には、会計報告がされている。しかし、なぜか、大会委員長の中村県テニス協会理事長には、一切、今日まで会計報告がされていない。正常なガバナンスは完全に崩れている。異常な状態と言わざるを得ない。

### (その2) 高体連テニス専門部（公金で運営）不正の事実

今年4月22日、高体連本部で、当該顧問7名（協会内で不正処理判明の〇〇氏も含む）が預かった生徒補助員費（公金）についてその使途領収書がない事が判明した。現時点で7名は公金不正処理状態である。高体連本部は「当該顧問7名は自らの印鑑で押印しているので不正は無い」と回答している。

部費でさえ使途の領収書無しは、不正処理となる。この状態は県民の理解を得る事は到底無理である。

■ この（その2）については、次のような諸責任が問われると考えられる。

## 1. 刑事責任

### (1) 業務上横領罪

生徒個人に支給されるべき交通費等を教員が受領し、生徒本人に渡さなかった・保護者にも説明しなかった・領収書等の証拠が存在しない・長期間継続していたという事実が認定されれば問題となるのは業務上横領罪であると考えられる。

仮に本当に部活動用ボール購入に使われたとしても、生徒や保護者の承諾がない・本来の支給目的と異なる場合には、横領又は少なくとも不適切な流用と評価される可能性があるのではないかと。

## (2) 詐欺罪等

この事案が事実であれば・支給団体に虚偽報告をした・生徒が受領したように装ったなどの事情があれば、詐欺罪や私文書偽造等の問題も生じ得るのではないかと。

## 2. 民事責任

交通費等が、本来生徒個人に帰属する金銭であれば、教員は生徒または保護者に対して・不当利得返還義務・損害賠償義務を負う可能性がある。たとえ金額が、例えば、10,500円とか18,000円等、比較的小額であっても、本来の受給者に渡っていない以上、返還請求の対象になり得ると考えられる。複数年にわたり同様の処理が行われていた場合には、総額は相当額になる可能性がある。

## 3. 懲戒責任

公立学校教員であれば地方公務員として・信用失墜行為・職務専念義務違反・会計管理義務違反が問題になり、領収書が存在しない場合、「ボール代に使った」という説明だけでは通常十分とはいえない。部費でさえ、領収書無しは、責任を問われる。・戒告・減給・停職・免職の対象となり得ることは容易に想像できる。

## 4. 懲戒免職の可能性あり

部活動費やPTA会費等について、・私的流用・領収書なし・長期間の不透明管理が認定された事案では懲戒免職となった例がある。但し、・金額・期間・故意性・隠蔽の有無・弁済状況・反省の有無などを総合考慮されて決定されると考えられる。

■ 2012年、鹿児島南高校での部費着服問題では、領収書無し等で当該顧問は懲戒免職されている。  
(「ネットで閲覧可」)

## 5. 特に問題となる点

この事案で最も重要なのは、金額の大小ではなく、  
「教員7名全員が、生徒宛ての公金を受領しながら、長年にわたり生徒・保護者に説明せず、しかも支出を裏付ける領収書が一切存在しない」という点であるのではないかと。

もし監査や警察の捜査が行われれば、1, 交通費支給規程 2, 高体連の会計資料 3, 各校の部活動会計帳簿 4, ボール等の購入記録 5, 当時の生徒・保護者への説明状況などが詳細に調査されることになると考えられる。

## (その2)の関連資料

1、県テニス協会前執行部(本坊会長を始めとする)の「高体連テニス専門部会計」に関する回答は次の通りである。  
2023年9月10日、臨時総会での江籠理事長(当時)の発言である。(出席者のメモに依る)

高体連関係について調査した。高体連での保存について調査した結果、適正に支出されており、高体連からの方には不正な処理はなかった。・・・高体連で見てもらって、どのように見たかは我々はちょっと中に入れない。・・・、高体連の方から重複はなかったと報告を受けている。

2、昨年6月16日小川みさ子県議の質問に対して県教育長の本会議答弁の詳細は次の通りである。

高体連主催大会におけるテニス専門部の不正経理についてでございます。県教委は県スポーツ協会に対し、競技スポーツ強化対策事業費を補助し、同協会はその補助金から県高体連に大会運営費として補助しており、県高体連は、各競技専門部に県高校総体運営費として補助しています。テニス競技専門部に補助された運営費について、過去五年分を対象に県高体連が内部調査を行うとともに、県教委でも証拠書類等を照合した結果適正に処理されていることを確認しました。合わせて補助対象外の高体連主催の大会も、適正な処理であることを確認しました。

## まとめ

### 1、について

①、元生徒証言等に基づき、県高体連テニス専門部内でも不正が行われていたとして、よくする会は今から3年余前の2023年当初から、県テニス協会前執行部(本坊会長を始めとする)に対して厳正なる調査を求めていた。しかし、県テニス協会執行部は調査をしなかった。補助員を務めた多くの元生徒たち、役員をした多くの教職員に聴き

取りをしたら不正はすぐ判明した筈である。組織を挙げて不正処理を放置していた。

- ②、2024年6月23日発足の県テニス協会現執行部（大西会長、加覧理事長を始めとする）に対しても、特に公金に関する問題であり、よくする会は今から2年前から厳正なる調査を求めていた。同じように、補助員を務めた多くの元生徒たち、役員をした多くの教職員に聴き取りをしたら不正はすぐ判明した筈である。

しかし現執行部は調査を今日までしていない。現執行部も組織を挙げて不正処理を放置している。無責任である。

## 2、について

〇〇氏を含め7名の顧問は当該生徒補助員費を受けとり（実際は預かり）ながら、生徒に説明せず（一人を除く）、使途の領収書も無く保護者に報告をしていない。

この事実は、「適正に処理されている」とは、到底言えず県民には理解されない。

県教育長の本会議答弁の撤回を求めます。

この高体連（100%公金で運営）不正問題についても、また、協会執行部（大西会長、加覧理事長を始めとする）は不正は無かったとして踏み倒すつもりか。

県協会内の不正経理は、「マスコミの報道」によって調査せざるを得なくなった経緯がある。（次は第三者委員会の記述。「テニス協会は、〇〇氏からヒアリングをする程度にとどめ、令和5年7月にマスコミによって公になるまで本格的調査を行おうとしなかった。」）

また、その二の舞で済まそうとするのか、それは許されない。

2026年6月27日（土）、県協会総会が開催される。皆で、注目しましょう。